

1. 禁煙支援体制整備事業

1) 禁煙支援ツールの提供

①禁煙支援リーフレット

禁煙を希望する人が禁煙できるよう支援するためのツールとして、平成26年度にリーフレットを作成。市町村や医療機関等の関係機関へ配布し、禁煙支援している。

【市町村】普及啓発のイベントや市町村の特定健診やがん検診等で配布
令和4年度 27市町村

参考：平成28年度	18市町村
平成29年度	30市町村
平成30年度	29市町村
令和元年度	30市町村
令和2年度	25市町村
令和3年度	29市町村



【医療機関等】診療や薬局窓口での対応時に配布
平成28年度～令和4年度 のべ333機関

②奈良県インターネット禁煙マラソン

③ホームページ等を活用した禁煙支援ツールの情報提供

2) 禁煙支援アドバイザー研修会

日時：令和3年11月11日 参加者125名
(薬剤師98名、市町村・保健所27名)

場所：ZOOMを用いたオンライン形式

講師：高橋裕子先生（めぐみクリニック）

内容：講演「禁煙支援における現状と課題
～新型たばこ・コロナと喫煙・受動喫煙など最新知識～」

日時：令和5年1月19日

場所：ZOOMを用いたオンライン形式

講師：高橋裕子先生（めぐみクリニック）

内容：講演「禁煙支援における最新知識
～実際の事例から考える効果的な禁煙支援～」



3) 禁煙支援協力薬局の登録・普及

登録薬局数：67カ所（R4.4現在）（参考：令和3年度末99カ所）

相談実績：令和3年度 6薬局 29名（参考：令和2年度 3薬局 40名）

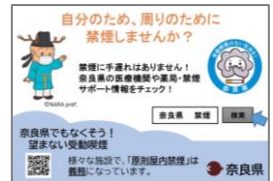


2. たばこ対策市町村定着促進事業

1) 市町村へのたばこ対策支援

① 県・市町村庁舎・議会棟・公用車の禁煙実施状況調査

39市町村及び県担当課を対象に調査を実施
<調査結果については別紙1・2のとおり>



② 禁煙、受動喫煙防止の普及啓発（世界禁煙デー）

疾病対策課：ポスターを関係機関・庁内関係課・禁煙支協力薬局へ配布
デジタルサイネージを活用した啓発

啓発ティッシュを作成し、禁煙デーにあわせた普及啓発

保健所：庁舎職員への啓発物品の配布、禁煙に関する情報提供

・令和3・4年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」のイベント（BCPにより中止）

2) 市町村たばこ対策分析評価

喫煙率低下と禁煙支援体制の充実を図るため、市町村が継続したたばこ対策事業を実施できるよう各保健所が管内市町村のたばこ対策の取り組み及び禁煙支援体制を分析・評価し、市町村に対して助言等の支援を行う。また、効果的な禁煙支援の取組を行うことを目的に保健所が市町村に対して技術的支援を行う。

<郡山保健所>

●健康づくり推進会議

日時：令和5年2月実施予定

<中和保健所>

●たばこ対策分析評価検討会議

日時：令和5年2月実施予定

<吉野保健所>

●たばこ対策推進連絡会（書面開催）

日時：令和4年3月16日

内容：たばこ対策関連データおよび受動喫煙防止について情報提供

<女性のための禁煙スタートアップ講習会（BCPにより中止）>

3) COPD予防の普及啓発

近年増加しているCOPDの認知度を向上させ、医療機関への受診により早期発見・早期治療を目指す。

3. 20歳未満の者の喫煙防止対策事業

1) 20歳未満の者の禁煙支援相談窓口

平成25年度に学校からの児童・生徒の禁煙に関する相談を受ける窓口を県内の各保健所に設置。学校から相談を受けた保健所は医療機関と連携のもと喫煙している児童・生徒の禁煙支援および学校における禁煙支援体制の構築に向けた支援を実施。

◆令和4年度実績 相談人数：1名

<参考>

平成25年度	9名	平成28年度	2名	令和元年度	1名
平成26年度	19名	平成29年度	3名	令和2年度	0名
平成27年度	11名	平成30年度	1名	令和3年度	1名

2) 学校での喫煙防止対策研修会(R3・R4年BCPにより中止)

教育委員会と連携し、学校（小・中・高）の生徒、職員（養護教諭、保健の教諭、生徒指導担当者等）を対象に喫煙防止の啓発を図るとともに、関わりの深い「がん」についての知識を普及し、相談技術の提供、取組事例や好事例の紹介、20歳未満の者の禁煙支援相談窓口のPR等を内容とした研修会や講演会を実施する。（健康・安全教育課と共催）

4. 受動喫煙防止対策普及啓発事業

1) 県民・関係機関・事業所・飲食店等への普及啓発

「健康増進法の一部を改正する法律」の趣旨や必要となる対策等、受動喫煙防止について普及啓発となるよう県民や関係機関に広く周知。

・県・保健所の取り組み<別紙3・4のとおり>

2) 第一種施設における受動喫煙防止対策状況調査

「健康増進法の一部を改正する法律」が施行され、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い者が主として利用する施設である病院・診療所、歯科医院、薬局等の第一種施設の受動喫煙防止対策の状況を把握し、今後の啓発や対策に活かす。

・令和3・4年度はBCPにより中止。

3) 都道府県庁舎における敷地内禁煙等の実施状況調査

都道府県庁舎における敷地内禁煙等の実施状況について全国照会を行い、今後の対策に活かす。
<調査結果については別紙5のとおり>

5. 受動喫煙防止対策相談支援事業

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、令和元年度より各保健所に受動喫煙防止対策に関する相談窓口を設置し、県民及び事業所等へ受動喫煙に関する情報提供を実施するとともに、各事業所が適切な対策を講じることができるよう情報提供及び相談対応を行う。

1) 相談窓口の設置

- ①改正健康増進法に関する対応手引（受動喫煙防止業務用）をもとに、各保健所での相談・義務違反対応を実施
- ②県・保健所にて相談・義務違反時の対応
<別紙6・7のとおり>

2) 計測機器等により現地確認

- ・揮発性有機化合物分析計を1台を中和保健所へ配置。
- ・受動喫煙防止対策相談支援事業担当者連絡会を開催し、揮発性有機化合物分析計の操作説明会をWEBにて実施。
- ・随時、義務違反時の対応の際に活用。

